

委託業務に係る低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の端数処理の見直しについて

いわゆるダンピング受注の排除を図る観点から、香川県においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を運用しているところではありますが、令和4年9月1日から、次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

1 見直しの内容

(1) 入札書比較低入札価格調査基準価格の計算式について、「設計金額の各項目（1円未満切捨て）の合計額」から「設計金額の各項目（1円未満切捨て）の合計額を 1,000円未満切上げ」に見直す。

【測量業務】

(現 行)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接測量費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（測量調査費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（諸経費）の48%（1円未満切捨て）
ア～ウの合計金額

(改正後)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接測量費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（測量調査費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（諸経費）の48%（1円未満切捨て）
ア～ウの合計金額 (1,000円未満切上げ)

【範囲】

- ・ 予定価格を100分の110で除した額の60%～82%
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合には、上限値 (1,000円未満切捨て) とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値 (1,000円未満切上げ) とする。

【建築関係コンサルタント業務】

(現 行)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（特別経費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（技術料等経費）の60%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（諸経費）の60%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額

(改正後)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（特別経費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（技術料等経費）の60%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（諸経費）の60%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額 (1,000円未満切上げ)

【範囲】

- ・ 予定価格を100分の110で除した額の60%～80%
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合には、上限値 (1,000円未満切捨て) とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値 (1,000円未満切上げ) とする。

【土木コンサルタント業務】

(現 行)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（直接経費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（その他原価）の90%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（一般管理費等）の48%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額

(改正後)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（直接経費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（その他原価）の90%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（一般管理費等）の48%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額 **(1,000円未満切上げ)**

【範囲】

- ・ 予定価格を100分の110で除した額の60%～80%
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合には、上限値 **(1,000円未満切捨て)** とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値 **(1,000円未満切上げ)** とする。

【地質調査業務】

(現 行)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接調査費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（間接調査費）の90%（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（解析等調査業務費）の80%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（諸経費）の48%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額

(改正後)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接調査費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（間接調査費）の90%（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（解析等調査業務費）の80%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（諸経費）の48%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額 **(1,000円未満切上げ)**

【範囲】

- ・ 予定価格を100分の110で除した額の3分の2～85%
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合には、上限値 **(1,000円未満切捨て)** とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値 **(1,000円未満切上げ)** とする。

【補償コンサルタント業務】

(現 行)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（直接経費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（その他原価）の90%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（一般管理費等）の45%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額

(改正後)

【計算式】

ア 県の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）
イ 県の設計金額（直接経費）（1円未満切捨て）
ウ 県の設計金額（その他原価）の90%（1円未満切捨て）
エ 県の設計金額（一般管理費等）の45%（1円未満切捨て）
ア～エの合計金額 **(1,000円未満切上げ)**

【範囲】

- ・ 予定価格を100分の110で除した額の60%～80%
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合には、上限値 **(1,000 円未満切捨て)** とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値 **(1,000 円未満切上げ)** とする。

(2) 入札書比較最低制限価格の計算式について、「設計金額の各項目（1円未満切捨て）の合計額」から「設計金額の各項目（1円未満切捨て）の合計額を 1,000 円未満切上げ」に見直す。

※入札書比較最低制限価格の計算式及び範囲は入札書比較低入札価格調査基準価格と同じ。